

瀬戸市産業廃棄物関連施設の運用の指導に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 3 月 26 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 12 号

瀬戸市産業廃棄物関連施設の運用の指導に関する条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市産業廃棄物関連施設の運用の指導に関する条例施行規則（平成 14 年瀬戸市規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>瀬戸市産業廃棄物等関連施設の運用の指導に関する条例施行規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>瀬戸市産業廃棄物等関連施設の運用の指導に関する条例</u>（平成 14 年瀬戸市条例第 13 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><u>瀬戸市産業廃棄物関連施設の運用の指導に関する条例施行規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>瀬戸市産業廃棄物関連施設の運用の指導に関する条例</u>（平成 14 年瀬戸市条例第 13 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

第 1 号様式の規定中「産業廃棄物関連施設」を「産業廃棄物等関連施設」に改める。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。